NEWS LETTER

1号

今回のテーマ

会社法にD&O保険の条文が入る、これを機に付保の検討を

わが国で初めて「会社補償」と「役員等賠償責任保険(D&O保険)」を条文に明記した2019年改正会社法(令和元年法律第70号)が、一部を除き昨年3月1日付で施行されました。

この改正法への実務における対応作業は、上場・非上場の株式会社をはじめとして、同時になされたいわゆる整備法の対象となった協同組合法人等においても、専門家に相談するなどして進められていることでしょう。新設された会社補償(同法430条の2)とD&O保険(同法430条の3)の詳細は、ネット上でも法律事務所等による多くの解説記事があるほか、保険会社のD&O保険に関するプレゼン資料等でも紹介されています。

D&O保険自体は既に市場では上場会社を中心に利用されてきているのですが、上記改正法(施行規則を含む)では「D&O保険の締結に要する手続と開示(公開会社の場合)」に関する規定が新設されました。もとよりこの保険の意義は、下記にあると言えますが、

- 1)役員が過度にリスクを恐れることにより経営が委縮するのを防ぐ
- 2)適切なリスク軽減により優秀な人材の確保に資する

役員等の職務の適正性や利益相反取引規定の適用除外といった点を担保するため、上記規定の遵守が求められます。

実務において、役員等が個人として損害賠償責任を負うリスクにはどういったものが想定されるのでしょうか。 以下は、よく挙げられる例です。

◇関連会社の負債の肩代わり ◇役員の任務懈怠による株主代表訴訟 ◇従業員の不正取引 ◇従業員のインサイダー取引 ◇役員の不正会計指示による会社訴訟 ◇システムの不備 ◇従業員の過労死による第三者訴訟 ◇提携関係等の解消等に係る紛争 ◇職場におけるハラスメント

ただ、会社や役員等に対するリスクは、法人形態、事業分野、製品・サービスの内容、海外展開の有無等々により 各々異なり、専門家を交えるなどして入念な分析・検討が必要です。

最新のトピック

欧米の規制当局がESG投資への監視を強化!

今後、会社や役員等が巻き込まれる可能性が高いとされるのが、「ESG」を巡るリスクです。

企業や投資家を対象とするESG(Environment=環境、Social=社会、Governance=ガバナンスの略)への取組みでは、単に事業で"環境にやさしい"とか"社会貢献"を謳っているだけでなく、エビデンス等によりしっかりと裏打ちされていることが重要です。「greenwashing」や「social washing」と非難されて法的措置や訴訟提起に発展する事態は避けたいものです。

金融分野においても、米・英・EUといった市場の規制当局が、ESG投資への取組みを強化しており、最近では、 米国の証券取引委員会(SEC)が、特定のESGファンドにおいてESG投資の方針に反しているとして起訴、罰金 4百万ドルを科すといった事例も出ています。

企業や役員等は、今後、ESGの観点も加わり厳しい視線に晒される時代となっています。